

事務連絡  
平成25年4月1日

鹿児島県国民健康保険団体連合会事務局 御中

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課国保指導室

疑義解釈資料の送付について

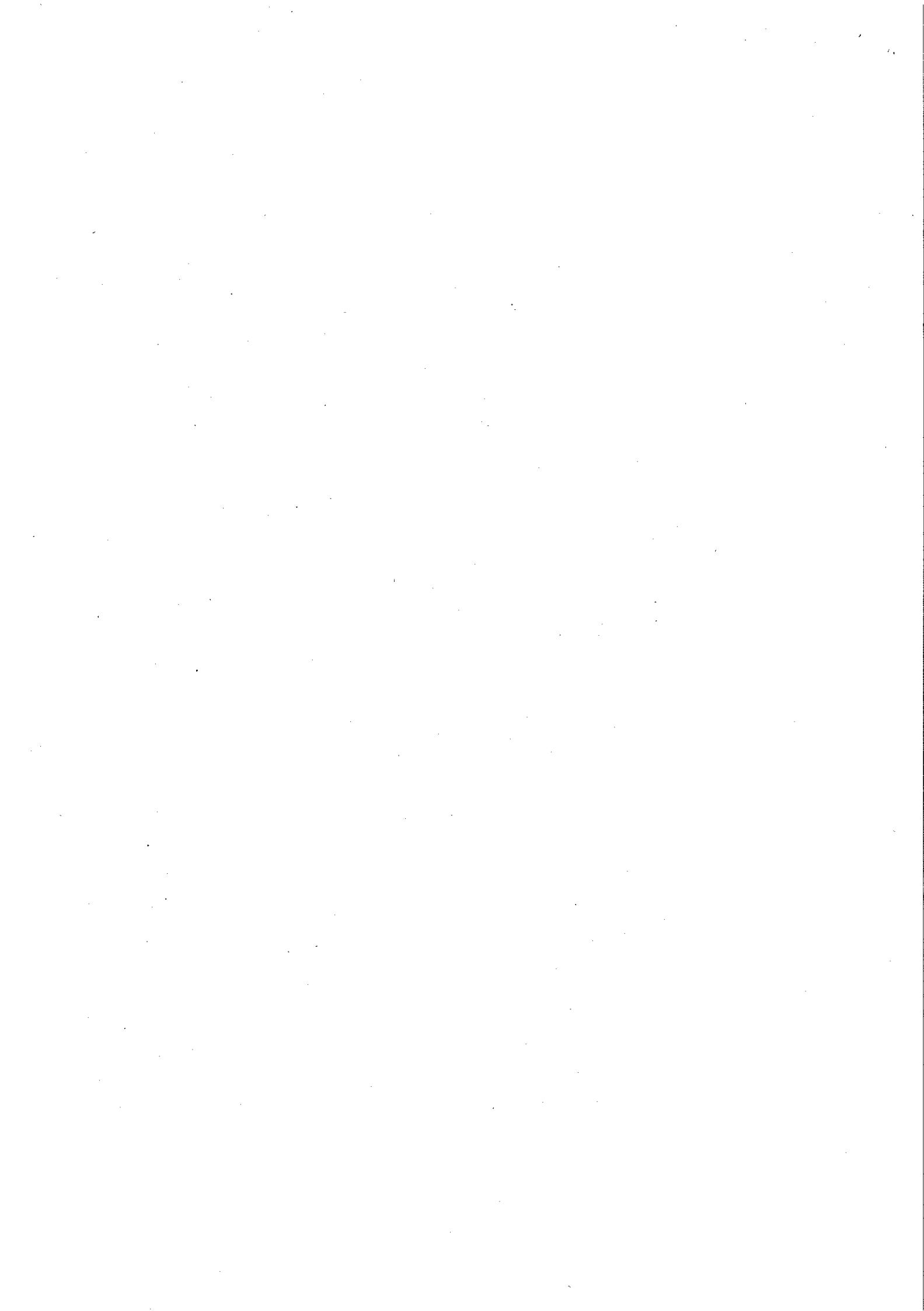
のことについて、厚生労働省保険局医療課から下記のとおり事務連絡がありましたので、別添のとおり送付します。

記

1 疑義解釈資料の送付について（その13）

（平成25年3月28日付け 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

鹿児島県保健福祉部保険医療福祉課  
国保指導室 国保・高齢者医療係  
担当：馬込  
TEL 099-286-2683 (直通)  
FAX 099-286-5552



事務連絡  
平成25年3月28日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その13）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

〈別添〉

医科診療報酬点数表関係

【特定入院料】

(問1) A312精神療養病棟入院料の重症者加算1については、平成25年4月1日以後に当該加算を算定するためには届出が必要となっているが、4月1日から算定するためには、いつまでに届出をする必要があるか。

(答) 各医療機関の状況等に鑑み、平成25年4月1日から算定するための届出期限は平成25年4月30日までとする。平成25年3月31日までに既に届け出ている医療機関については、平成25年4月1日以後も当該加算を算定することができる。

なお、既に当該入院料を届け出ている医療機関については、様式55の2のみを別添7に添付して提出すればよい。

(問2) 重症者加算1を平成25年3月に届出する場合、実績期間は診療報酬改定後の平成24年4月から平成25年2月までの11ヶ月間でよいのか。

(答) 直近1年間の実績をもって届出を行う。

(問3) 重症者加算1の様式55の2は、毎年提出する必要があるのか。

(答) そのとおり。

届出受理後の措置として、毎年3月末日までに、前年1年間（暦年）の実績について様式55の2による報告を行い、必要があれば届出の変更等を行う。

なお、平成25年4月以降の当該加算については、最初の届出をもって算定可能とし、平成26年4月以降については、報告を行う年の前年1月～12月の実績に基づく報告をもって算定可能とする。

## 【ヘリコバクター・ピロリ除菌治療】

(問4) ヘリコバクター・ピロリ感染の除菌治療について、その対象患者が新たに追加されたが、実施に当たってはどのような要件を満たす必要があるのか。

(答) 新たな対象患者は、

1. 内視鏡検査によって胃炎の確定診断がなされたもので、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われるものに対して、
2. 除菌前の感染診断により、ヘリコバクター・ピロリ陽性であることが確認されたもの

に限られる。

なお、除菌の実施においては、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。

(問5) 抗菌薬が胃炎に適用拡大される前（平成25年2月21日より前）に、胃炎と診断されている患者に対して除菌治療ができるのか。

(答) 内視鏡検査にて胃炎が診断されている者で、かつヘリコバクター・ピロリ陽性が確認されている患者に限る。診断時の内視鏡検査の所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、平成25年2月21日より前に自由診療により行った除菌治療については保険診療の適用とはならないが、平成25年2月21日以降に実施した除菌判定等に係る費用については、保険診療の適用となる。

(問6) 健康診断で行った内視鏡検査で胃炎が見つかった患者も除菌治療の対象となるのか。

(答) 対象となる。また、健康診断で行った内視鏡検査で胃炎が見つかり、引き続き除菌治療を行った場合の患者の費用の支払いについては、健康診断の費用として支払われる額と保険請求する額が重複することのないよう、平成15年7月30日付事務連絡「健康診断時及び予防接種の費用について」に基づき行うこと。



事務連絡  
平成15年7月30日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部) 御中  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

#### 健康診断時及び予防接種の費用について

標記については、保険医療機関及び保険医療療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)等により取り扱われているところですが、今般、下記のとおり取扱いを明確化しましたので、関係者に対し、遺漏のないよう周知徹底をお願いします。

#### 記

1. 健康診断時の内視鏡検査により病変を発見し、引き続き、その内視鏡を使用して治療を開始した場合においては、その治療は療養の給付として行われるものであるため、保険医療機関は内視鏡下生検法、病理組織顕微鏡検査、内視鏡を使用した手術など治療の費用を保険請求することができる。

なお、内視鏡を使用した手術の所定点数には内視鏡検査の費用が含まれていることから、内視鏡を使用した手術の費用を保険請求する場合には、健康診断としての内視鏡検査の費用の支払を受けることはできない。

2. 入院患者に対する予防接種については、当該患者の罹患予防等の観点から実施されるものであって、療養の給付として行われるものではないことから、外来患者に対する予防接種と同様に、患者からその費用の支払を受けることができる。